

豊橋市SDGs推進パートナー制度登録にあたってのQ&A

■企業・団体の登録について

Q:豊橋市外の企業ですが、登録はできますか？

A:本制度は市内企業に限定しておりません。

豊橋市内に事業所がある、顧客が豊橋市にいるなど、何らかの形で豊橋市と関わりがあり、本市とともにSDGsの推進のためにご協力いただければ、豊橋市外の企業でも登録は可能です。

Q:本社が市外にあり、営業所が市内にある場合、申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか？

A:会社全体で取り組みを行っており、会社として登録されるのであれば本社住所を記載してください。営業所として取り組みを行っており、「株式会社〇〇〇豊橋営業所」として登録されるのであれば営業所の住所を記載してください。

■SDGsの取り組みについて

Q:SDGsの取り組み内容について審査はありますか？

A:それぞれの企業・団体が、SDGsのゴール達成につながると考えて取り組みを行っていることについて、市が良し悪しを決めるものではないと考えています。

そのためSDGsの取り組み内容に対する審査はありませんので、貴社ができることから始めていただければ結構です。

Q:SDGsの取り組み内容は、ボランティアなど無償の活動でなければいけませんか？

A:有償の活動でも構いません。

また、事業活動を行う上で、再生可能エネルギーを活用する、環境にやさしい製品を販売するなど、営利活動とSDGsを両立できることもあると思います。

Q:取り組みについて、定性的・定量的な成果を求めますか？

A:求めません。市ではSDGsの取り組みのすべてが定性的・定量的な成果につながるとは考えていませんし、結果を出すことを前提とした取り組みになってしまっただけでは本制度の趣旨に添わないと考えています。規模や業種が異なる企業や団体が、それぞれ主体的に取り組みを行っていただくことが大切だと考えています。

Q:実施するSDGsの取り組みが申請後に変更になったり、追加したい場合はどうしたらいいですか？

A:「豊橋市SDGs推進パートナー登録申請書」には、申請の時点で実施もしくは予定されている「SDGsの取り組み」を記載していただければ結構です。取り組み内容の変更について、その都度ご報告いただく必要ありませんが、実際の活動内容などを年度変わりの時期にお伺いし、とりまとめてホームページで公表していく予定です。

■「豊橋市と共働・協力可能な項目」について

Q: 無償で提供できることが条件ですか？

A: 市民の方にSDGsを啓発するためのイベントで関連製品を展示・配布したり、講師としてご講演いただいたりなど、貴社がSDGsを推進する中で、無理のない範囲でご協力を検討いただければと考えております。